

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（下水道管理課）

一 趣旨

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故対応体制を強化するため、職員の定数を改定するもの

二 内容

下水道事業管理者の事務を補助する職員
百二十一人 ↓ 百三十三人（+十二人）

三 施行期日

公布の日